

埼玉県学校応援団推進事業実施要領

1 事業の目的

少子高齢化や人口減少の進展、地域のつながりの希薄化等により地域の教育力が衰退している中、「社会に開かれた教育課程」の実現、いじめ・不登校の増加、「学校における働き方改革」など、子供を取り巻く課題は複雑化・困難化している。

こうした課題を解決していくためには、学校のみならず、家庭や地域住民等が相互に連携・協働し、地域全体で子供たちの教育環境を向上させていく必要がある。

本事業は、家庭を含む地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員の子供と向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充及び家庭・地域の教育力の向上を図る。

2 実施主体と県の役割

(1) 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができるものとする。

なお、本事業を実施するに当たり、市町村は以下ア及びイを満たすことを要件とする。

ア コミュニティ・スクールの導入

以下の（ア）及び（イ）又は（ウ）のいずれかにより「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に定める「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（以下「コミュニティ・スクール」という。）」を導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること。

（ア）市町村において、所管の学校にコミュニティ・スクールを導入していること。

（イ）市町村において、所管の学校にコミュニティ・スクールを導入するための導入計画を有していること。

（ウ）事業を実施する当該年度（以下「事業実施年度」という。）に導入計画を策定すること。ただし、事業実施年度に初めて本事業を実施する市町村又はやむを得ない理由により事業実施年度の前年度に導入計画を策定できなかった市町村に限る。

イ 地域学校協働活動推進員等の配置

市町村は事業を実施するに当たり、域内の地域学校協働活動の総合的な調整を担う社会教育法第9条の7に規定する地域学校協働活動推進員又はまたは地域学校協働活動推進員と同様の役割を担う者（学校応援コーディネーター）（以下これらを「地域学校協働活動推進員等」という。）を配置すること。

なお、地域学校協働活動推進員等の配置に当たっては、次の（ア）、（イ）に留意すること。

（ア）地域学校協働活動推進員等は、地域と学校をつなぐ総合的な企画調整のほか、学校や学校関係者、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた定期的・継続的かつ多様な活動プログラムの企画等を行う。

（イ）地域学校協働活動推進員の配置に当たっては、社会教育法第9条の7の規定を踏まえ、各地域の中心的な役割を担い、地域の様々な関係者と良好な関係を保つなど社会的信望があり、かつ地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有するとともに、定期的な連絡調整を行うことが可能な者を選任すること。

（2）県の役割

県は、国の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（学校を核とした地域力強化プラン）」を活用し、本事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として県が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

3 事業の実施方法

市町村は、推進・運営委員会の設置や、必要な人員の配置、研修の実施等を行う。

（1）推進・運営委員会の設置

ア 推進・運営委員会は、域内の学校応援団推進事業の運営方法やコミュニティ・スクールとの一体的推進及び放課後子供教室等の他の地域学校協働活動との連携等を検討する。

なお、推進・運営委員会は、地域の実情に応じ、推進・運営委員会に代わりうる既存の組織等をもって代替することができる。

イ 推進・運営委員会では、学校応援団活動の実施方針事業計画の策定、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策等の検討、研修の企画を含む事業計画や、安全管理方策、広報活動方策の策定並びに事業の検証・評価等を行う。

ウ 推進・運営委員の選定に当たっては、地域全体で子供たちの教育支援

を行うという趣旨に鑑み、実情に応じて、行政関係者（教育委員会（学校教育部局及び社会教育部局）、福祉部局及びまちづくり担当部局等）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施すること。

（２）必要な人員の配置

市町村は、取組の内容に応じて以下から必要な人員を配置し、学校応援団活動を実施する。

ア 統括的な地域学校協働活動推進員等

地域学校協働活動推進員等の各員間の連絡調整や人材の確保・育成、未実施地域における取組の推進等を図る等の統括的な役割を担う者（以下「統括的な地域学校協働活動推進員等」という。）

（３）研修等の実施

ア 市町村は、域内の学校に配置される地域学校協働活動推進員等及び（２）アにより配置する統括的な地域学校協働活動推進員等に対して、地域学校協働活動の現状や推進方策、地域の協力者や企業との連携や人材確保方策、資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を実施するよう努めることとする。

イ 市町村は、活動に関わるボランティア等に対して、子供との接し方、学習・体験活動等の企画・実施方策、多様な経済団体・商工会議所との連携、安全管理方策等の資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を行うよう努めることとする。

ウ 研修の実施に当たっては、対面実施のほか、オンライン会議システムを活用するなど受講者の利便性向上を図り地域学校協働活動推進員等及びボランティア等の研修機会の充実に努めることとする。

４ 実施・運営上の留意点

（１）本事業において補助の対象とする取組は、以下のいずれかの内容を有するものとする。

ア 学習活動への支援

授業における学習補助や読み聞かせなど、児童生徒の学習活動を支援

イ 安心・安全確保への支援

児童生徒の登下校時の見守り活動や防犯パトロールなど、安全確保を支援

ウ 学校環境整備への支援

除草作業や花壇の整備など、教育活動の環境整備を支援

(2) 本事業の実施・運営に当たっては、特に以下の点に留意すること。

ア 「学校における働き方改革」を踏まえた活動

学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、未来を担う子供たちの育成を学校のみ委ねることは不可能であり、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、社会総がかりで教育活動を行うことが求められる。このことを踏まえ、地域と学校の連携・協働のもと「学校における働き方改革」に取り組むことにより、子供たちが地域全体に見守られ、安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動を行うこと。

なお、活動の実施に当たっては、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」（平成31年3月18日付け30文科初第1497号文部科学事務次官通知）及び「「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について」（令和5年9月8日付け5文科初第1090号文部科学省初等中等教育局長・総合教育政策局長通知）、「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令和6年8月27日中央教育審議会）を踏まえた取組の徹底等について」（令和6年9月30日付け文科初第1293号文部科学省初等中等教育局長・総合教育政策局長、スポーツ庁次長及び文化庁次長通知）等も参考とすること。

イ 地域住民等の参画による学習支援・体験活動

全ての児童生徒を対象として、地域の人材の協力を得て、地域と学校の連携・協働による学習支援及び体験活動を行うこと。

5 補助金

(1) 知事は、上記2から4までの要件を満たす市町村が実施する事業に対して補助するものとする。

(2) 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする市町村は、知事が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

(3) 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた市町村は、知事が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

(4) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上することとする。

ア 推進・運営委員会の設置及び研修等の実施経費

推進・運営委員会の設置及び研修等の実施経費については、委員・講師等に対する謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各市町村の実情に応じて必要な経費を適宜積算することとする。

ただし、飲食物費（当該市町村が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は対象外とする除く。

イ 研修・視察に係る経費

研修会講師謝金・旅費、研修・視察に参加する地域学校協働活動推進員等の旅費について、必要な経費を積算すること。

ウ 地域学校協働活動推進員等に係る経費

（ア）統括的な地域学校協働活動推進員等、地域学校協働活動推進員等の配置人数については、各地域の実情に応じて、真に必要な人数を配置すること。

（イ）謝金単価については、各市町村の会計基準等に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、それぞれの1人1時間当たりの謝金単価は、別表の金額を上限として積算すること。なお、交通費の取扱いについては、別表のとおりとする。

（ウ）謝金の代替となる金品等の物品による贈与は認められない。

エ 学校応援団活動の実施・運営経費

（ア）学校応援団活動の実施・運営経費については、講師謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費等が考えられるが、各市町村の実情に応じて必要な経費を適宜積算することとする。

ただし、次の経費は補助対象外とする。

- a ボランティアに対する謝金（講師謝金を除く。）
- b ボランティアに対する旅費（校外学習や部活動の大会への引率等、地域の協力者等が本事業の活動を当該学校以外の場所で行うのに当たり、必要となる交通費等を除く。）
- c 飲食物費（当該市町村が認める会議費以外のもの）
- d 活動に参加する子供やその保護者の保険料
- e 消耗品費のうち、個人に給する経費
- f 備品費

（イ）補助対象とする経費については、市町村や学校、PTA等の通常の活動にかかる経費と明確に区別し、まぎれのないようにすること。また、学校等が所有している物品等が利用できる場合は、極力当該物品等の利用に努めることとする。

6 その他留意事項

- (1) 市町村は、事業の実施に当たり、地域学校協働活動が地域住民等の積極的な参画を得て、学校との連携・協働の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制として「地域学校協働本部」の整備に努めることとする。

なお、これまでの経緯やそれぞれの地域の特色を踏まえ、独自の体制や名称とすることが可能である。

- (2) 市町村は、地域学校協働活動本部等の仕組みの下、地域学校協働活動推進員等を配置し、学校関係者や地域の団体、地域住民等のボランティア、放課後児童クラブ関係者、保護者等と連携・協働しながら、地域学校協働活動の一環である学校応援団活動を行うものとする。

- (3) 市町村は、本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実に図るため、事業実施前に「学校運営上の課題」や「学校と地域の課題」、「学校と家庭の課題」など、本事業で重点的に取り組む課題に応じた目標及び目標の達成度を測るための指標を設定し、報告すること。

なお、市町村においては、本事業で設定した目標等について、他の「学校における働き方改革」の取組状況等と併せて自治体ごとに公表すること。

- (4) 市町村は、事業実施後に(3)で設定した目標の達成度等について検証・評価等を行い、その結果について、検証・評価等を行うための基礎となったデータと併せて報告すること。

なお、市町村は、検証・評価等の結果について、他の「学校における働き方改革」の取組結果等と併せて自治体ごとに公表すること。

- (5) 上記(3)及び(4)に定める目標等の報告や公表の事実が認められない場合、埼玉県学校応援団推進事業補助金交付要綱第15条の規定を適用するものとする。

- (6) 市町村は、上記(3)及び(4)に定める目標や取組結果等の公表と併せて、事業を実施する学校単位での「学校における働き方改革」の取組状況等の公表を積極的に行うよう努めること。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)「学校応援団推進事業費」謝金・旅費確認表

		統 括 コ ー デ ィ ネ ー タ ー	統 括 的 な 地 域 学 校 協 働 活 動 推 進 員	学 校 地 域 学 校 協 働 活 動 推 進 員 コ ー デ ィ ネ ー タ ー	左 記 以 外 の ボ ラ ン テ ィ ア	講 師 等 * 1	参 加 者 (子 供 等)	参 加 者 (保 護 者)
謝金	謝金単価上限(円)*2	2,200	1,500	-	-	適切に積算	-	-
	地域学校協働活動(当日準備を含む)	○	○	-	○	-	-	-
	事前準備(前日等)に係るもの	○	○	-	×(○)*3	-	-	-
	会議(推進委員会、運営委員会、協議会)	○	○	-	-	-	-	-
	研修	×	×	-	-	-	-	-
旅費	通常活動*4	○	×(○)*5	×(○)*5	○	×	×	×
	臨時的活動*6	○	○	○	○	×	×	×
	県内の研修会等への参加	○	○	×	○	×	×	×
	県外の研修会等への参加	×(○)*7	×(○)*7	×	-	×	×	×

*1 経常的に行われない特別な催し物を実施するための講師に限る。

*2 これらの者が担う役割の内容や軽重、実施地域における賃金動向等に照らし、実施市町村が適切と認めた場合はこれを上回る謝金を積算できる。

*3 電話やメール等の手段で事前打ち合わせができない等合理的な理由があり、前日に準備等を行う必要性がある場合のみ補助対象。

*4 自宅から通常活動を行っている場所への交通費。

*5 実施市町村外地域及び実施市町村内地域であっても公共交通機関等の使用が必要な場所から支援を行う場合は、補助対象となる。

*6 校外学習や部活動の大会への引率等、地域の協力者が本事業の活動を行う上で必要となる交通費。

*7 文部科学省が主催する全国的な会議や研修会等で、参加することが本事業に有益であると文部科学省が特に認めたもののみ補助対象。